

# 一般社団法人日本高等教育学会会則

## 第1章 総 則

(総則)

**第1条** 一般社団法人日本高等教育学会（以下「本会」という。）の組織及び運営は、定款に定めるところによるほかは、この会則によって行う。

(英文名称等)

**第2条** 本会の英文名称は、Japanese Association of Higher Education Research、英文略称は、JAHERとする。

(主たる事務所の所在地)

**第3条** 定款第2条に定める主たる事務所の所在地は、〒170-0013東京都豊島区東池袋2丁目39番2号 大住ビル401 (株) ガリレオ 学会業務情報センター東京オフィス内とする。

2 主たる事務所の所在地が変更されるときは、理事会は、その旨及び変更後の所在地を、本会会員に速やかに通知しなければならない。

## 第2章 会 員

(入会及び仮会員)

**第4条** 本会の正会員になろうとする個人は、本会の正会員又は名誉会員2名以上の推薦を受け、入会申込書及び指定された書類を提出し、理事会の承認を経なければならない。

2 法人及び団体は、前項の手続きによって本会の法人会員となることができる。

3 入会申込書が受理された個人及び法人・団体は、理事会の承認がなされるまでの期間は仮会員とする。仮会員の資格等については理事会が別に定める。

4 その他、入会及び退会について必要な事項は、理事会が定める。

(正会員の区分)

**第5条** 正会員に、一般会員、学生会員、留学生会員の区分を設ける。

2 一般会員とは、学生会員、留学生会員以外の者とする。

3 学生会員とは、大学院など学校教育法第1条に定める高等教育機関、又はこれと同等の外国の教育機関に学籍を有し、学生会員としての入会を申し出たうえで、理事会で承認された者とする。

4 留学生会員とは、日本に在留する外国人留学生で、留学生会員としての入会を申し出たうえで、理事会で承認された者とする。

5 正会員は、第1項の区分に変更があったときは、遅滞なく事務局に届け出なければならない。

(入会金・会費)

**第6条** 定款第7条の入会金は無料とする

2 同条の年会費は次の通りとする。

一般会員	10,000円
学生会員	7,000円
留学生会員	5,000円
法人会員	20,000円

(会員の権利)

**第7条** 会員は、次の各号に定める権利を本会に対して行使することができる。ただし、定款又は理事会が定める規定に違反したときはこの限りでない。

- (1) 正会員及び名誉会員 年1回開催される研究大会への参加、機関誌及び研究大会等研究集会における研究の成果の発表、学会誌1冊及びニューズレター等の受領、理事会が定める代議員の選出に関する権利
- (2) 団体会員 年1回開催される研究大会への2名の参加、研究大会等研究集会における展示、会員を対象とする広報媒体への広告及び情報の掲載、学会誌1冊及びニューズレター等の受領

(再入会)

**第8条** 定款第10条第1項第1号の事由により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、滞納した会費を納付するものとする。

### 第3章 役員

(任期)

**第9条** 会長・副会長・事務局長の任期は、定款第31条の理事の任期に同じとする。ただし、次期の会長・副会長・事務局長が就任していない場合においては、その就任まで引き続き、本会の運営を行う。

### 第4章 事務局

(構成)

**第10条** 本会の事務局に、事務局長1名を置き、事務局員を置くことができる。

- 2 事務局長は事務局を代表し、その事務を総括する。
- 3 事務局長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。
- 4 事務局の担当する事務及び構成は理事会が別に定める。

### 第5章 委員会

(設置)

**第11条** 本会に次の委員会を置き、委員会は各号に定める業務を行う。

- (1) 研究紀要編集委員会 機関誌の編集・刊行
- (2) 課題研究委員会 会員の研究活動に資する活動及び課題研究の構成等
- (3) 大会支援委員会 研究大会開催の支援活動等
- (4) 国際委員会 国際交流活動等学会の国際化に資する活動
- (5) 広報委員会 学会の広報活動等

(6) 企画・会員交流委員会 学会に資する企画及び会員交流活動等

(7) 総務・理事会支援委員会 学会運営の支援活動等

2 各委員会に委員長1名を置き、委員を置くことができる。

3 各委員会の委員長は各委員会を代表し、その業務を総括する。

4 各委員会の委員長は理事の中から会長が指名し、委員は代議員又は会員の中から会長が指名して、いずれも理事会の承認を経て委嘱する。

5 第1項に掲げる委員会について必要な事項は理事会が別に定める。

(特別委員会)

**第12条** 本会の運営上必要があるときは、理事会の承認により予め設置期間を限定した特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会を設けたときは、直後に招集される代議員総会において経過を報告するものとする。

3 特別委員会には委員長1名を置き、委員を置くことができる。

4 特別員委員会の委員長及び委員の委嘱は、前条第4項を準用する。

(任期)

**第13条** 第11条第2項の委員長及び各委員の任期は、定款第31条に定める理事の任期に同じとする。

2 特別委員会を構成する委員長及び委員の任期は、理事会が定める当該委員会の設置期間内とする。ただし、定款第31条に定める理事の任期を超えないものとする。

## 第6章 雑 則

(会則の改正)

**第14条** この会則の改正は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得て行う。

### 附 則

この会則は一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。